

枚方市告示第 355 号

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の規定により、大阪府後期高齢者医療保険料督促状を送達しようとしたが、送達を受けるべき者の所在が不明で送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律第112条において準用する地方税法第20条の2の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、公示送達に係る関係書類は、市民生活部保険納付課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和8年6月19日

枚方市長 伏見 隆

送達を受けるべき者

権正 静夫 外1名（内容は、別添のとおり）

〈 以 下 余 白 〉

後期高齢者医療保険料 督促状 公示送達書 別紙

送達すべき書類（督促状）					送達を受けるべき者
連番	科目名称	賦課年度	対象年度	期別	氏名
1	後期高齢者医療保険料	令和7年度	令和7年度	9期	権正 静夫
2	後期高齢者医療保険料	令和7年度	令和7年度	9期	若本 和幸